

第104回長崎県連合海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和7年9月4日(木) 13:30~15:20
2. 通知年月日 令和7年8月8日(金)
3. 公示年月日 令和7年8月8日(金)
4. 開催場所 長崎市尾上町3-1
長崎県庁 3階 309会議室
5. 出席者(委員) 田添会長、山中委員、荒木委員、岡部委員、
大久保委員、神田委員

(事務局) 伊藤事務局長、山口事務局次長、荒井係長、
伊藤主任技師、原主任技師

(県) 漁業振興課 村瀬企画監
" 漁業調整担当 馬場参事
" 資源管理担当 本多係長

6. 議題

第1号議案 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック
会議の提案議題について

その他 ①令和7年度全漁調連の中央省庁への要望結果について

②第26回玄界灘ビルフィッシュトーナメントについて

7. 議 事

(開 会)

事務局

ただ今から、第104回長崎県連合海区漁業調整委員会を開催いたします。

まず、委員会開催にあたりまして田添会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

(挨拶)

会 長

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局より報告をお願いします。

事務局

本日は、委員全員が出席されています。出席者が過半数を超えていますので、漁業法第151条で準用する同法第145条の規定により、この委員会が成立していますことをご報告します。

会 長

これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。

本日の議事録署名人は、神田委員と山中委員にお願いします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

○第1号議案「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について」

○その他、として

①「令和7年度全漁調連の中央省庁への要望結果について」

②第26回玄界灘ビルフィッシュトーナメントについて」となっています。

それでは、第1号議案を上程します。なお

第1号議案はその他①と関連がありますので、事務局は合わせて説明をお願いします。

事務局

(資料内容及び取りまとめ方法の説明)

- ・ 要望の流れ、令和7年度総会結果、国からの回答状況等
- ・ 要望項目の全てについて継続か否かを審議、決定
- ・ 文案については会長預かりとし、各委員から出た意見を踏まえ文言修正の後、会長と協議し提出

会 長

ただ今の説明に対して、ご意見をお願いします。

神田委員

当然すべて必要な項目だが、対馬の沖合漁業と沿岸漁業の調整の件について、一昨年の要望から連合海区として上げてもらったも

の。国は今の大中型まき網 80 トン型を 150 トン型にもうかる漁業の事業を使って増トンするとの話。許可の条件は対馬の西側は 3 マイル制限、通常の 135 トン型は西側 8 マイル以内には入れないはずなのに、おかしいということで漁民集会までやったが、最終的には許可庁である水産庁の判断で 80 トン型の許可内容での許可を出すとのこと。

対馬側としてもこれ以上突っ張っても解決しないということで、西側については 6 マイルで妥協点を持ち、詳細は引き続き協議しているところ。もちろん、要望項目としては継続して欲しいと思います。

会 長 今の神田委員からのご意見に対して県の方から何かありますか。

漁業振興課 この件に関しては九州漁業調整事務所が間に入り、沿岸と大中まきの調整を年 2 回継続して行ってきています。一定の方向は決まりつつあり、継続審議することとなっています。協議を進める中でいろいろ問題も出てくると思いますが、引き続き国に対しては要望していきたいと思います。

会 長 他に何かありませんか。

岡部委員 ということは、ある程度見えてきた部分もあるということか。
水産庁としては 150 トンだが西側 3 マイルの許可内容で出そうとするところを、対馬側と協議をした結果 6 マイル以内には入らないということか。

神田委員 許可内容ではなく、まき網側と対馬側の紳士協定的なもので、これは引き続き協議していくという状況です。

岡部委員 大項目 6 の部分は、ある程度進展があったということと理解しました。

ただし自分も、熊本県の天草不知火海区の一本釣りと長崎県南部海区の中小型まき網との間で年 1 回漁場利用の協議に毎年継続して参加しています。最近は特段のもめ事もなく問題ありませんというのがずっと続いているが、年 1 回交互に行き来しながら協議をすることは必要。なので書きぶりとして、トラブルが起きてからではなく、起きる前に対応できるように定期の協議が出来るように、そこに水産庁も積極的に関わって欲しいという書き方にしてはどうか。天草不知火海区との協議にも九調が必ず仲立ちの立場で出席して対応しています。

会 長

岡部委員からは今までの表現に加えてトラブルを予防するための協議、定期的な意思疎通が重要ということで文言を工夫してはとのご意見でした。非常に大事なことだと思います。どのような表現にするのかを含めて事務局と協議して整理したいと思います。

漁業振興課

先ほどの説明の中で、年2回の協議を行っていることを申し上げたが、回数については皆さん了知しているので、回数を書くのかどうかはまた検討したいと思います。

山中委員

大中まき網はいつもそう。ヘリコプターを飛ばして漁場を探索して、獲り放題獲る。大変な問題。まぐろについてそう。今のところはまぐろの来遊は見えず獲れていないが、11月ぐらいになれば見えてくる。枠がいっぱいになったら他県から融通してもらおうなど沿岸漁業者が困らないようにしてほしい。

会 長

今、山中委員からいろいろご意見がありましたが、要は大臣管理の大型の漁業と沿岸漁業と意思疎通が必要との話であったかと思います。岡部委員からありましたように、トラブルが起きてからではなく、それを予防するためにも定期的に協議していく場が必要という事だと思いますので、この大項目6については表現を追加する方向で検討したいと思います。

他にご意見はございませんか。

岡部委員

大項目5の新たな資源管理について、私は多くの魚種のステークホルダー会合に参加させてもらっているが、対象魚種が増えていこうとしている。そのような中で漁業者からは必ず、「資源評価精度の向上、信頼される資源評価を」という意見が出ます。その時に感じているのが研究機関の方は、一人でいくつもの魚種を担当して一生懸命やってくれています。そんな中でも研究者は、現場の漁業者の声を聴かせてくださいと言われ、時間をとってもらったりしています。魚種が増えていく中では同じように現場の意見を聴こうと思っても、キャパの関係で対応できなくなると感じるし、これでは精度が落ちていく方向にあると懸念します。また研究機関からは「予算もかなり厳しくなっている」という発言も聞いています。評価精度の低下は我々漁業者にとって経営に直結する死活問題。現実的に漁業現場の信頼できる状況には至っていないと言いたい。そんな中で、漁獲報告のデジタル化の話が出てきますが、4年ほど前にJAFICのシステムに繋がるように各単協にも予算をいただいて整備した。これがまだ機能していない。JAFICにデータがアッ

プロードされることを前提に、それまで県独自でやっていたTAC報告システムが廃止されました。デジタル化の方向性をもう少し踏み込んで表現してもらいたいと思います。今のままでは精度の高い資源評価はできないというような趣旨で一刻も早く動くようにしっかり訴えてもらいたいです。

会 長

ご意見は2つあったと思います。対象魚種を増やしていけば1つは研究サイドの負担が増えていっており大変だということ。もう一つは漁獲報告システムの早期運用。これについて県の方から何かありませんか。

漁業振興課

国の資源評価事業の予算は、先の概算要求で令和8年度は前年比で16億円ほど増加し、全体で85億円程度となっており、国としても資源評価については力を入れていこうという姿勢が見て取れる。

もう一つのデジタル化については、国の予算を使って令和3年、4年度で県内62漁協中、51漁協のシステム改修を行ったところ。最初は問題がありうまくいかず時間はかかった、現在では51漁協のうち49漁協ではシステムでアップロードできる状態となっている。ただ、アップロードされているデータと、FAXやエクセルでデータとしてメールでもらっているTAC報告と、漁協からアップロードされたデータを見比べたところ少々乖離がみられる状態。なぜ乖離しているのか県の方で調べていって、このアップロードされたデータがTAC報告に代えられるかどうかの検証を進めているところですよ。

岡部委員

評価の精度向上は、どの魚種でも漁業者側からまあそうだと理解してもらえらるぐらいまでいかないと信頼は得られない。これまではどちらかといえばまき網漁業が主な対象種でしたが、これからはいろいろな漁業種類が関係してくる魚種が入ってきます。既存魚種が一定の信頼性で資源評価されない中で、次々魚種を足していくべきではない。国は漁獲の8割を目標に魚種を増やすとしていますが、信頼される資源評価となるようことを留意すべき。魚種を増やすことを優先すべきではありません。それにより漁業現場の混乱を回避して欲しいと思います。

山中委員

デジタル化もいいが、現場の声を水産庁も研究者も入り込んで聞くことが重要。日頃、漁業でどんなことが悩みとしてあるのか、漁業者の本当の生の声を聴くべき。もっと聴いたうえで取り組んでほしい。

会 長 先ほどの予算が増えたというのは単に予算額が増えたのか、人員増やヒアリングの機会を増やすということはあるのか。その辺は何か打ち出しているのですか。

漁業振興課 水産庁としてはやはり限界はあると思いますが、漁業者が集めてもらった操業データも評価に活用していくという取り組みは予算に入っています。そのことでデータに厚みを持たせて評価の精度を高めていこうとする考え方だと思います。

会 長 山中委員が言った意見、聴く機会を増やすようなことは入っていないのですか。

漁業振興課 そこは現場の理解を得ながら進めていくという事だと思いますが、水産庁は浜回りをしてくれてはいるんですが、まだ十分ではないと思いますので、今回の全漁調連の要望案としても、1項目目に「漁業者の理解と意識の醸成について」の中で、漁業者や関係団体にわかりやすく説明のうえ、十分な理解と合意を得たうえで慎重にすすめるようあげており、同じように要望を続けていこうと考えています。

会 長 この表現ではどちらかというと一方的に説明するという印象。聴くということが書かれていません。意見を聴くという姿勢を求める表現を入れるべきではというのが山中委員のご意見だと思います。

岡部委員 まだアジ、サバ、イワシの会議は多くはあるが、ステークホルダー一国会合という形があるが、その前段階のTAC意見交換会などには水産庁担当は結構現場に話を聞きに来てくれています。ただある日の会議ではクロマグロ養殖協議会には、餌として活用する養殖漁業者だけでなく、加工業界にもしっかりと説明し声を聴くという動きをしているが、会議日程が被っていて来れないというのがありました。魚種が増えていけば次から次にスケジュールだけ先に決まって進んでいって、水産庁も研究機関も回らなくなっていくと思います。漁業経営は研究機関が計算した数字に直接影響する、担っているんだという認識をもってあたってもらいたいです。

会 長 岡部委員からは担当はよく頑張ってくれている、山中委員からはもっと現場の声を聴くべき、といったところを言葉の中に入れるのか、表現として入れ込むか、もう一つは限界が近づいているという

懸念ですね。今までの魚種もやらなければならないし、そこをどこかの文面に入れるのかしないと、ここは大事ですね。中途半端な感じになりますかね。

岡部委員 その魚種にはそれぞれ関わった担当者がいますので。

会 長 今回の岡部委員の意見は、要望書の中の表現にはは入っていませんね。

山中委員 我々が、このような議論をして要望しているんだと言えるようにしてほしい。

会 長 今のところは、「しっかり浜の声を聴いたうえで」とか入れた方が良いと思います。それから体制の問題を入れるかということ。

岡部委員 いろんな魚種に参加させてもらっていて、ステークホルダ会合が始まって5年、カタクチ、ウルメイワシが入って、次にマダイ、ブリが始まりました。ブリは定置網が主、これまでのTAC魚種には定置網に入る魚種もあったのでまだ定置網はそこまで心配ではありません。マダイになった時、会議への新しい参加者がどっと増えて急に会議の雰囲気が変わりました。だからマダイがしっかりやれて、次に移っていけるよという実績を作るべきです。中途半端に残したままではいけない。ステップアップ管理だからいいよというのではなく。今から増えていく魚種について資源評価も含めそういう危惧がつきまといまいます。

山中委員 ブリも7月から始まっている。1年やってみないと分からないが。気候変動で海水温が1、2℃の変化でどう獲れ方がかわるのか。やってみないと分からない。そういうところは県も考えておいてほしい。

会 長 今回の部分は、項目の2番目の後段に「現在、新たな魚種についてのTAC導入が議論されているが…」という部分に、文章として「魚種を追加した場合にも精度の維持がしっかり図られるような体制」など文言を入れた方が分かりやすいですね。

漁業振興課 項目建てとして、1番目の「漁業者の理解と意識醸成について」はTAC管理を意識した文章で、書かせていただいていた。2番目の「資源評価の精度向上」は先ほどから岡部委員のご発言にありましたように、水研機構の資源評価に関するところを入れていま

ました。

1 番目については、マダイ、ブリなど新たな T A C 魚種でこれから追加されるかもしれないトラフグなど。また既存の T A C 魚種であるアジ、サバ、イワシも全部含めた形で水産庁で勝手に制度を決めるのではなく、浜の意見をしっかり聞いたうえで制度を作ってくださいという意味合いで記載しています。なので山中委員のご意見を踏まえた表現になっていると担当としては考えますが、必要であればもう少し強い表現にしたいと思います。

会 長

この文章だけ見たら、一方的に見えます。だから「浜の声をしっかり聴いたうえで」とかの表現を入れた方が良いと思います。気持ちとしては入っていると思いますが。皆さんが分かるようにするのが大事だと思います。

漁業振興課

わかりました。そこは少し肉付けができるかと思しますので検討させていただきます。

2 番目の資源評価の精度向上は、昨年から本県も T A C 管理に関する特にアジ、サバ、イワシを漁獲する漁業者さんと資源評価をしている水研機構の方たちと意見交換の場を設けています。まず既存の T A C 魚種については少しずつではありますが浜の意見を、資源評価をしている水研機構に届けているのかなと思っています。先ほどからご意見がありますマダイ、ブリなど新たな魚種についてもしっかり研究機関に届けてくれとのご要望かと思しますので取り組んでいきたいと思っています。

会 長

岡部委員が言っているのは、魚種が増えていけばいくほどマンパワーが不足するんで、それが心配。今のところはやってくれているが。というところをもう少し入れた方が良いと。

漁業振興課

承知しました。そうしましたら、「資源評価の精度向上や T A C 管理においては」の部分の表現を「資源評価の精度向上に向けた研究体制の充実に向けて」といった文言を加える形でよろしいでしょうか。

会 長

細かい表現は事務局におまかせということで。

漁業振興課

それではそのように文章を加えさせていただく方向で修正いたします。

会 長

その他はご意見ありませんか。

荒木委員 大項目の7遊漁者への安全啓発活動の強化の県の説明の中で、海業の推進という言葉がありました。直接遊漁者への調整にはつながらないかもしれませんが、今後推進していくうえでは、「海業」という言葉をこの中に表現として入れてはどうかと思いました。この部分は浜の活動ということで、大項目としては入れない方が良いでしょうか。

漁業振興課 この項目はマリンレジャーの多様化に伴って、遊漁者によるスピアフィッシングが増えてきて、漁業者と色々なトラブルが起こるようになってきています。あるいは漁船が航行するような場所で、地元の状況を知らない者がそこで潜って事故になりそうになった、そういったことを防ぐという趣旨でこの項目で要望しているものです。ですから、ここでは安全性を確保するために県だけではなく、国に全国一律に啓発活動をやってほしいとしています。

会 長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

大久保委員 県のいかつり協議会で、マグロによる漁具被害は毎年国に要望に行っているが、ここにあるような回答しか返ってきません。埒があかないので、自民党の水産部会に陳情に行くことになっています。

神田委員 対馬でもマグロによるいか釣りの漁具被害が出るために、全く漁に行けない状況でしたが、ここ2、3週間やっといかが見えだしました。まぐろは見えなくなった。いずれにせよ今のところ漁具被害に対する支援が全くないです。

会 長 今、大久保委員からは国に言っても埒があかない。神田委員からは漁具被害に対する支援をとというご意見でした。これに対して県の方から何かありますか。

漁業振興課 状況を報告させていただきますと、昨年の県の政府施策要望の中で、「くろまぐろによるいか釣り漁具の被害について」1つは漁具の支援をしてくださいとの要望をしたが、共済制度を活用くださいとの回答。もう一つが、いろんところで被害が出て商売にならないということで、水研機構にマグロが来ないような道具を開発してください。と要望しました。日本海の北部まき網の方でマグロを獲らないようにするために網口に水中灯を付けて点滅させるとマグロが入らない、寄ってこないというのが分かりましたので、そういった技術をいか釣りでもできないだろうか、ということで昨年度から

調査研究が始められています。そういった中で、昨年度は時期を逃したみたいで何も分からなかったそうですが、今年度試験し始めたところある程度効果があるというのが分かってきているそうです。

そういったことで、県からの政府施策要望の中で、令和8年度に向けてこの調査を加速化させてることをお願いしているの、連海の方でも合わせた表現の案としたところ。早く実用化に向け取り組んでほしいとの思いです。

山中委員

いか釣りの水中灯の点滅の技術は難しいだろう。

漁業振興課

もちろん、漁業調整上の問題もありますのでそこもクリアしていく必要はあります。

山中委員

点滅するがために、それまで寄っていたイカが離れてしまう。マグロは枠が足りなくて獲れない。イカも寄ってこない。どうしたらよいか。困ったもんだ。

それはよく考えて研究せねばならん。勝本の久保組合長の息子が現役の時はいろんな試験をしてくれていたが。

会 長

ここにも加速化としっかり入れているので、それでよいですね。共済制度で漁具被害の対応はできるということですが、それはそれで良いですか。

山中委員

それも被害の証明ができないとダメなんでは。どこからかデータを持ってこいって言われるのでは。

会 長

証明関係はどうなっているんですか。被害を受けたという証明の部分は。

漁業振興課

この場でお答えできないので、調べて皆様にお示しさせていただきます。

山中委員

年間のいか釣りの水揚げがいくらで、それをもとに計算できるなら良いが、その年々で水揚げは変わるから難しいかもしれない。どこまで認められるか。

漁業振興課

状況の報告ですが、このいか釣りの漁具被害が出だしたのが一昨年ぐらいからで、今のところ県も被害状況の情報を集めている段階です。

山中委員 今年の3月はマグロが獲れただけで、ササイカが30年ぶりに大漁した。それからヤリイカに換わって、いかつりは今までけっこう大漁している。
そういうこともあるから、難しい。

会長 マグロの要望はこのままで良いとして、共済制度の方は証拠をどうするのだとか漁業者が損をしないように何か方法があるのか、調べて報告してください。

漁業振興課 会長よろしいでしょうか。今の件は調べて確認させていただきますが、委員の皆様への報告方法についてはいかがいたしましょうか。次の委員会は1年後になってしまいますが。

会長 1年後では遅いので、メモを作成して、委員の皆様へ郵送してください。

漁業振興課 わかりました。そうさせていただきます。

山中委員 いか釣りの集魚灯の点滅の技術については、よく研究してやらないといけない。ここで決める問題ではない。

会長 他にありませんでしょうか。

山中委員 遊漁との調整の関係で、8月開催の県北部海区漁調委でも話したが、県外から車にヤスを積んで来た自称漁業者がアラなど高級魚を突いて、鮮魚店や料亭などに宅急便で送って商売している。警察にも言うが、漁業者であるならばなんら問題は無い、とって警察も海上保安庁もとりにあってくれない。
どこが漁業者なのか。平戸市漁協の場合は共同漁業権の中では、発射装置がついたもりは危険を伴うので使用してはならないとしている。それなのに漁業者だというだけで県外から来た者が獲る行為は禁止できない、泣き寝入りしなければならない。
1mぐらいではなく、三連接手のものは5、6m飛ぶ。
どういうことをヒントに漁業者と言っているのか、県北部海区漁調委でも話をした。ここに記載があるので尋ねたい。

漁業振興課 山中委員から今あったお話は、県北の方で、他県から車で移動しながらもりを使って魚を突いていて、自分は漁業者だと言われている方で、鹿児島や高知も回っています。基本的に漁業者の定義は漁業法でも反復して漁獲して、それによって収入を得れば漁業者とい

う事になります。本人が漁獲して販売したらそれはもう漁業者となってしまう。ただ、山中委員が言われるように地元では発射装置の付いたもりを地元の漁業者も禁止しているという地元ルールがあるので、他県から来たとしても地元のルールに従って守ってくれと法的な規制はないけども要請していくしかないと思います。

漁船の航行上、ここでは獲ってはいけないとかの地元ルールを守って操業してくれとの要請していくのが今の解決方法かと思います。

山中委員

それで罰則でもつけないと。他県から来て、神奈川県や鹿児島県から来て、生月でも問題になった。壱岐でも何年か前あった。釣りは全国的に良いのかもしれないが、もりは地元で決めてるルールを守ってもらわなければならないということで、県北部海区漁調委でも発言した。県でも国によく聞いといてほしい。

どこからどこまでが漁業者で、ルールを守らないなら密漁者とか見なせない。岡部委員のところは無いのかな。

岡部委員

うちは県がもりとやすの定義を決める前はきてました。福岡とかから。ただ専門的な人というよりは遊びでという人たちですね。ところが今はゴム付きのものはダメになりました、というところで止まっている状態ですね。

山中委員

そのものにゴムは付けてなくても、ベルトの代わりに腰にゴムをつけて、いざ使う時それを外してもりにつける。そういうこともあるもんだから、発射装置のあるものは使えないと、国にも言ってほしい。怪我したとかなんとかトラブルが起きてしまう。我々はそれを捕まえる権限を持たないんだから。

事務局長

山中委員のおっしゃるとおりいろいろな問題点をはらんでいます。今回の要望項目としても20ページの案を見ていただければ下の小項目の2で、「近年、沿岸とのトラブルが目立つスピアフィッシング（もり突き）の実態把握や組織化を推進するとともに、各地域のルールの順守や安全教育など業界への指導・普及啓発を強化すること。として要望案として上げているものです。

山中委員

やった場合には罰則でもつけるような方法を考えてほしい。漁業者というのがおかしい。

岡部委員

今の部分で、自由漁業で釣り、延縄もですが、それとやす。今までがやすが手に持ってということで短いゴムであれば発射装置で

あってもすぐ手に握ることができるからということで短めのゴムが付いているもの。ただしスピアフィッシングというのは3本つなぎのもの。これはやすではないと見なすんですよね。それを打ち出した。自由漁業の中にはこれは入らないんですよ。

対象の魚は漁業権の範囲外になる。突き方は自由という整理なのか。これは漁業者であってもダメですよ。

漁業振興課 発射装置がついているものは漁業者は使用可能かというご質問でしょうか。漁業調整規則上は、発射装置のあるものは遊漁者は使用してはならないことになってます。漁業者には規制はありません。

岡部委員 遊漁者が使ってはならないとうことか。自由漁業の域に入るということですね。

山中委員 だからおかしい。漁業者だから日本全国どこでもできるのがおかしい。そこの住所を有している者に漁協が共同漁業権を行使させている。地元にも税金も何も納めていない他県の者が来ているのが問題。高級魚ばかり狙うものだから、皆さんも何とかしてくれと言っている。

会 長 山中委員がおっしゃるのは法的には制限がかけられない。その辺のところ地元ルールへの順守とかの啓発を国でしっかりやってくれ、ということですかね。いろんな人身事故とか起こってしまうと取り返しがつかないので、厳しめに話をした方が良いでしょうね。先ほど荒木委員さんからもありましたが海業を進める立場からもどんどん人が入ってきます。県ももちろんやらなければならないが国もしっかり取り組んでくれと。

岡部委員 せっかくですのでもう1歩踏み込んで教えてください。
自由漁業という言葉はあるが、釣りは外国人であっても誰でもどこでもやっていい、自由にやれる。自由漁業とってしぼるのは、釣りとかは漁業者でなくても良いのですか。

漁業振興課 都道府県によってルールが違って、何処でもできるという訳ではありません。各県の調整規則や委員会指示でもしかしたら釣りを制限していることがあるかもしれません。

岡部委員 今回の私の質問は一般論で良いです。自由漁業とって漁業者であれば何でもやれるもの。

会 長 一般の人がするのは漁業ではありません。販売行為が伴えば漁業となります。そこが漁業と一般の違い。

山中委員 市場に出すだけでなく、飲み屋や料亭に出しているのもそうだろう。高級魚を送って金にかえている。今の警察はダメだ。何も取り締まれない。

事務局長 法的には何も罰せられない。違法性が無い。

山中委員 それだから困る。

会 長 今後、海業が進んでいく中で、大きな問題となることが懸念されることから、外国人の事も含めて懸念されるのでしっかり訴えることにしましょう。よろしいでしょうか。
その他、何かありませんか。

岡部委員 一番最後にと思っていたんですが、今遊漁の話題になっているので、事務局にお願いがあります。千葉の木更津でガザミの制限をしたとのニュースがありました。事務局には情報入ってますか。

事務局長 私も昨日聞いたばかりです。

岡部委員 私たちも有明海の方でガザミが獲られています。これもガザミのタモすくい網という自由漁業で、一般の方がするのもですね。
ただ、漁業者が資源管理を何年かやった後に、遊漁に対しても広域漁業調整委員会指示で期間を決めて採捕の制限をしています。千葉の方が9、10、11の3か月をやったというのを聞いたので、なかなか制限をかけるのは難しいんでしょうけど、情報収集して中身を教えてください。

会 長 ようは制限をどうやってかけているのか、根拠は何なのかそういったことを含めてということですね。

岡部委員 はい。きっかけは外国の人たちが獲りだして、これじゃいかんという声があがったのがきっかけだったらしいです。けど、対象は一般の人。外国人だけではなく。
漁業者以外は9、10、11はダメ。かなり限定的で、人が入りやすいところ、干潟のところみたいです。その前には遊漁でどれくらい獲られてる、漁業全体でどれくらいで資源にどれくらい影響が

あるとかそういう調査をしたうえでというところまでは記事で書いていた。問題は自由漁業で規制をかけたというなかなか今やりづらいところをやったという中身をもう少し詳しくお願いします。

会 長 今の件も分かった段階で資料提供してください。
他にありませんか。

各委員 (特になし)

会 長 意見も出尽くしたようですので、そろそろ取りまとめたいと思います。先ほど事務局から説明がありましたように、本日は各項目について継続して要望するかどうかをまず、お諮りします。1～7までについて、継続して要望してよろしいでしょうか。

全委員 (異議なし)

会 長 それでは、そのように決定します。
次に文案についてですが、私にご一任いただき、本日、委員の皆様から出た意見を踏まえ整理して提出させていただくことでよろしいでしょうか。

全委員 (異議なし)

会 長 それでは、そのように決定いたします。
次に、その他の②「ビルフィッシュトーナメントについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料説明)
・第26回玄界灘ビルフィッシュトーナメント (R8.10.3～10.5)
主催：玄界灘ビルフィッシュトーナメント実行委員会
予定海域：壱岐勝本町北西海域 (湯ノ元港基地)
参加予定：27隻
必要な関係先の同意済み
 県北部海区、対馬海区両漁調委からの漁業調整上の支障ない旨回答有

会 長 ただ今の説明に質問等はありませんか。

神田委員 対馬海区の委員会で漁業調整上の支障がないか審議して、過去にトラブルはないということで、支障ない旨回答することに決定した

ものです。

会 長

ほかには無いようですので、これで本日の予定した議事は終了しましたが、委員の皆様から何かありませんか。

各委員

(特になし)

会 長

無いようですので事務局から何かありませんか。

事務局

特にございません。

会 長

、これをもちまして、第104回長崎県連合海区漁業調整委員会を閉会します。長時間の審議ありがとうございました。

<閉 会 15:20>